

全国日独協会連合会規約(改正案)

(名称)

第1条 本連合会は全国日独協会連合会(以下、連合会という)と称する。

(目的及び事業)

第2条 本連合会の目的及び事業は次のとおりとする。

1. 日独親善に資する事業の企画・実行
2. 連合会加盟会員協会間の相互親睦と連絡協議、並びに情報交換
3. ドイツ独日協会連合会及びその会員協会との相互親睦、連絡協議、情報交換
4. ドイツ大使館他ドイツ諸機関との相互交流、連絡協議、情報伝達
5. その他の関連事業

(事務局)

第3条 本連合会の事務局は、公益財団法人日独協会事務局が兼任するものとする。

(会員)

第4条 日独両国の理解と親睦に寄与するために設立され、本連合会の趣旨に賛同する日独協会または類似名称の協会で、連合会総会において入会を認められた協会を本連合会の会員とする。

(会費)

第5条 本連合会会員は、所定の年会費を事務局に納めるものとする。
やむを得ない理由などにより年会費を納付しない会員は、未納付に係る年度の期間、「登録会員」とする。その間、事務局は当該「登録会員」に対して、連合会ニューズレター等の情報配信は行うが、総会等における議決権の行使を停止することとする。

(役員)

- 第6条
1. 本連合会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 会長代行 1名
 - (3) 副会長 約10名
 - (4) 監事 2名
 2. 前項の役員のほか、名誉会長(ドイツ大使など)を置くことが出来る。

(役員を選任)

第7条 1. 会長は、副会長会議にて協議・推薦し、連合会総会にて選任する。

2. 会長代行は、副会長会議にて協議・推薦し連合会総会にて選任、会長がこれを委嘱する。
3. 副会長は会長が選任し、連合会総会に報告する。
4. 必要に応じ監事を置くが、連合会総会にて承認を得て、会長がこれを委嘱する。
5. 名誉会長は連合会総会において選出し、会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

(役員職務)

- 第9条
1. 会長は本連合会を代表し、その会務を総理する。
 2. 会長代行は会長を補佐し、会長に事故ある時、会長が会議・行事などに出席不可能な時、会長の全権委任により会長の職務を執行する。
 3. 副会長は会長及び会長代行を補佐し、第10条の審議を行う。

(会員総会)

- 第10条
1. 連合会総会が本連合会の最高意思決定機関となり、連合会総会は原則として1年に一度開催するものとする。
 2. 連合会総会は、会員協会の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立するものとする。
 3. 連合会総会の議事には下記事項を含むこととし、審議事項に関しては、出席協会（委任状を含む）の過半数（委任状を含む）の賛成をもって決定するものとする。但し、議長は採決に加わることは出来ない。尚、賛否同数の際は議長裁決とする。
 4. 決議事項：
 - (1) 連合会役員承認・選任
 - (2) 連合会会員の入退会の審議・承認
 - (3) 予算案・決算案の承認
 - (4) 必要に応じ監事が選任された場合、その報告と承認
 - (5) その他重要事項の決議
 5. 報告事項：
 - (1) 連合会会員間の活動報告を通じての情報交換
 - (2) 連合会会員間の親睦

(副会長会議の開催)

第11条 副会長会議は、本連合会に係わる緊急事項の審議、年次連合会総会の準備の為に、会長又は会長代行が適宜これを招集する事が出来る。

(規約改正)

第12条 本規約は連合会総会の過半数（委任状を含む）をもって改正する事が出来る。

附則 この規約は、平成 20 年(2008 年)4 月 15 日から施行する。

(平成 23 年 10 月 21 日 一部改正)

(平成 24 年 4 月 17 日 一部改正即実施)

(平成 25 年 6 月 7 日 第 5 条改正)